

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の改訂について

令和7年3月
東京都

1 策定の目的

P 1～

令和5年度から7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、休日等における都内公立中学校等の部活動の地域連携
・地域移行を推進

2 推進目標

P 1～

令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

3 現状と課題

P 1～

- ❖ 部活動の指導や運営を負担に感じている教員は**約76%**
- ❖ 自分の専門の部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員は**約72%**
- ❖ **令和6年度、都内全62地区において、地域連携・地域移行に関する計画等を策定**



4 取組の方向

P 2～

- ❖ スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- ❖ 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ❖ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・地域移行を推進、その成果を区市町村に発信

5 都の取組

(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 3～

ア 各区市町村（62地区）との情報交換会の開催

- ・各地区的成果や課題を把握することを目的に意見交換会を実施

オ 休日等の指導者の確保

- ・関係大学と連絡会等を開催し、TEPROへの登録を促進

イ 部活動検討委員会の開催

- ・持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討

カ 休日等の指導者の質の向上

- ・都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

ウ 関係者間の連絡体制の構築

- ・関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化

キ 「未来へつなぐ 部活動改革 アンケート」の実施

- ・生徒、保護者、教員を対象としてアンケートを実施

エ 関係者への情報発信

- ・関係者を対象とした部活動改革シンポジウム等を開催

ク 教員等の兼業・兼職

- ・円滑に兼業・兼職の許可を得られるよう、規程や運用の改善

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 7~

ア 都立中学校等における地域連携・地域移行促進事業

- ・70部活動で、地域連携・移行に関する実証事業を実施
- ・休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築

イ 都立高校における部活動改革パイロット校

- ・実施校の一部の部活動における休日等の運営を民間事業者に委託
- ・働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3) スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動の創出 及び 地域移行等に協力できる企業等の実態調査

P 11

スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動を創出するとともに、地域連携・地域移行に協力できる企業をデータベース化し、区市町村へ提供

(4) 休日における多様な体験活動プログラム (Youth Activities in Tokyo) の実施

P 12

多様なニーズに応えるため、子供が休日に個人単位で参加できる体験活動プログラムを新たに試行実施

(5) 区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助

P 12~

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、次の経費を補助するとともに、国に対して令和7年度以降の支援について働きかけていく

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ・単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

- ・区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

エ 休日の地域クラブ活動における指導者の配置

- ・指導者の配置に係る謝金
- ・体罰防止等に関する研修会開催

オ その他

- ・地域連携・地域移行に係る体制構築のための費用を支援

6 区市町村の取組

P 15~

地域連携・地域移行に向けた協議会等の開催

計画等に基づく地域連携・地域移行の推進



7 地域連携・地域移行に係る成果指標

P 17

地域クラブ活動へ参加したいと考える生徒の増加

教員が指導に携わらない休日の部活動の増加

教員の部活動への従事時間の縮減

8 本推進計画の見直し

P 17

本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容を見直し・改訂